

・庁舎等開庁時間の見直しについて

No.	意見等	意見等に対する対応
1	<p>各課において様々な課題が生じると考える。例えば、道路課では、道路のパトロール業務を事業者に委託しているが、事業者は、庁舎で8時30分から朝礼を始め、現場での作業を経て、17時15分に終礼を行う。開庁時間の変更を実施した場合、仕様の変更などが生じると考えるが、こうした場合などは、どのように対応を行えば良いのか。</p>	<p>現在、見直しの検討に係る調査により、各所属における窓口の状況や、課題の洗い出し等を行っておりますが、個々の業務の見直しについては、基本的に各所属での対応をお願いしたいと考えております。</p> <p>また、庁舎の扉の開閉については、(現行通り)執務を開始するまでに扉を開けておく手法と、執務の開始と同時に扉を開ける手法がありますが、他自治体の状況等も踏まえ、本市に適した対応を行う必要があると考えております。</p>
2	<p>各部局では、既に令和7年度の組織機構・人員配置の検討を行っているところであるが、どのように対応すれば良いのか。</p>	<p>基本的には、現行の開庁時間を基に整理をお願いいたします。</p> <p>開庁時間の変更を実施する場合は、当初予算編成において、窓口業務に係る会計年度任用職員の配置人数等について整理を行う必要があると考えております。</p>
3	<p>見直しの対象となる所属・施設等の範囲を把握したい。また、福祉部門における相談業務については、対応時間の短縮を図ることは難しいと考えるが、他自治体の取組状況は。</p>	<p>見直しを行った県内のいずれの自治体についても、病院や、図書館、体育館、美術館など、県民や市民の利用に供する施設については、見直しの対象外として整理されています。</p> <p>また、法令により手続時間が定められている窓口業務など、特別な理由がある場合を除き、統一的に複数の窓口(所属)を見直しの対象として整理されている状況です。</p> <p>緊急を要する場合や、市民に寄り添った対応が必要な場合など、状況により対応することが適切と判断される場合は、開庁時間にかかわらず、行政サービスの提供が必要であると認識しておりますが、個々の業務の見直しについては、基本的に各所属での対応をお願いしたいと考えております。</p>